

更正請求書

受付印

	年 月 日	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日				
			通 信 日 付 印	確 認 印			
(宛先) 福山市長							
所在地及び電話番号	〒 (電話)						
(ふりがな) 法 人 名							
(ふりがな) 代 表 者 氏 名							
地方税法第 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。							
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度	年 月 日から		年 月 日まで				
摘 要	更正の請求前		更正の請求後				
課 税 標 準 等	円		円				
税 額 等							
法第20条の9の3第1項の更正の 請求の場合	法 定 納 期 限		年 月 日				
法第20条の9の3第2項の更正の 請求の場合	第 1 号 の 判 決 等 の 確 定 日		年 月 日				
	第 2 号 の 更 正 ・ 決 定 等 の あ っ た 日		年 月 日				
	第 3 号 の 政 令 で 定 め る 理 由 の 生 じ た 日		年 月 日				
法第321条の8の2の更正の 請求の場合	国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日		年 月 日				
更正の請求をする理由及び請 求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項							
連結親法人の本店所在地及び 電話番号	〒 (電話)						
(ふりがな) 連結親法人の名称及び 法 人 番 号	(法人番号)						
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法	銀行		支店 口座番号 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座				
関与税理士署名	(電話)						

第十号の四様式

※ 請求の根拠となる資料(「法人税額等の更正通知書」の写し等)を添付してください。

第10号の4様式記載要領

- 1 この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 この請求書は、攻勢の請求をする事務所又は事業所所在地の市町村長に1通提出すること。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。
- 6 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、構成の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。
- 7 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。
- 8 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人が記載すること。

昭57省令9・一部改正・平6省令16・一部改正・平12省令52・一部改正・平15省令54・一部改正・平19省令64・一部改正・平22省令81・一部改正・平23省令132・一部改正・平23省令156・一部改正・平24省令53・一部改正・平27省令54・一部改正・平27省令85・一部改正・平28省令69・一部改正